

鳥取県庁内取締に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県庁内取締に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県庁内取締に関する規則（昭和31年鳥取県規則77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県庁舎管理規則</u></p> <p>（目的）</p> <p><u>第1条 この規則は、鳥取県の庁舎における美観の保持、災害の予防及び秩序の維持を図り、もって公務の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（庁舎管理者等）</u></p> <p><u>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</u></p> <table border="1"><tr><td>警察本部庁舎以外の本庁の庁舎</td><td>統轄監</td></tr><tr><td>警察本部庁舎</td><td>警察本部警務部長</td></tr><tr><td>地方機関の庁舎</td><td>当該地方機関の長</td></tr></table> <p><u>2 知事は、庁舎の美観の保持、災害の予防及び秩序の維持に関する事務を当該庁舎に係る庁舎管理者に委任する。</u></p> <p><u>3 庁舎管理者は、必要があると認めるときは、その管理する庁舎の一部について、職員のうちから庁舎管理補助者を指定して、その職務を分掌させるものとする。</u></p>	警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	統轄監	警察本部庁舎	警察本部警務部長	地方機関の庁舎	当該地方機関の長	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県庁内取締に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p><u>第1条 この規則は、鳥取県庁（出先機関を含む。）における公務の適正な運営をはかり秩序を維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>
警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	統轄監						
警察本部庁舎	警察本部警務部長						
地方機関の庁舎	当該地方機関の長						

(禁止)

第2条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 庁舎又は物品を故意に毀損する行為
- (2) 通行の妨害となる行為又はけん騒にわたり執務を妨げる行為
- (3) 威嚇的行為、粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかける等の行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎の秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げる行為

(許可)

第3条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事(地方機関にあっては、その長又は庁舎管理者。以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定めた行為については、この限りでない。

- (1)~(3) 略
 - (4) 同一目的をもった者が多数で庁舎を使用する行為
 - (5) その他前各号に掲げるものに類する行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により許可したときは、当該申請者に許可証(様式第2号)を交付する。ただし、許可証の交付を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付けることができる。

(参観)

第4条 参観のため多数の者が庁舎に入ろうとするときは、あらかじめ日時、所要時間、参加人員並びに責任者の住所及び氏名を知事に申し出なければならない。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、特別の事情があるときは日時の変更その他の条件を付けることができる。

(火災予防)

第5条 庁舎においては、火災予防のため次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに引火又は発火しやすい物品を持ち

(禁止)

第2条 庁舎または構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 庁舎または物品を故意にき損する行為
- (2) 通行の妨害となる行為またはけん騒にわたり執務をさまたげる行為
- (3) 威嚇的行為、粗野または乱暴な言動で他人に迷惑をかける等の行為
- (4) はなはだしく不体裁にわたる行為

(許可)

第3条 庁舎または構内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事(出先機関にあってはその長または管理者。以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定めた行為についてはこの限りでない。

- (1)~(3) 略
 - (4) 同一目的をもった者が多数で庁舎または構内を使用する行為
 - (5) その他これに類する行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により許可したときは、当該申請者に許可証(別記第2号様式)を交付する。ただし、許可証の交付を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付けることができる。

(参観)

第4条 参観のため多数の者が庁舎に入ろうとするときは、あらかじめ日時、所要時間、参加人員および責任者の住所氏名を知事に申し出なければならない。

- 2 知事は、前項の申し出があった場合において、特別の事情があるときは日時の変更その他の条件を付けることができる。

(火災予防)

第5条 庁舎および構内においては、火災予防のため次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに引火または発火しやすい物品を持ち

込むこと。

- (2) 喫煙が可能な場所として指定された場所以外の場所において喫煙すること。
- (3) 引火又は発火しやすい物件の近くで火気を取り扱うこと。

(違反行為)

第6条 知事は、次に掲げる者に対し、必要な処置を命ずることができる。

- (1) 第2条又は前条の規定に違反した者
- (2) 第3条第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第3条第2項の許可申請書の内容に相違して行為をした者
- (4) 第3条第4項の規定による条件に違反した者

様式第1号(第3条関係)

(表面)

許可申請書

申請者	氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住所(団体にあつては、所在地)	
	電話番号	
行為の目的及び内容の概要		
略		
行為の期間	略	

上記の行為を許可されるよう申請します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

込むこと。

- (2) 廊下、倉庫、車庫等において喫煙すること。
- (3) 引火または発火しやすい物件の近くで火気を取扱うこと。

(違反行為)

第6条 知事は、第2条もしくは第5条の規定に違反した者または第3条の規定による許可を受けず、もしくは許可申請書の実実に相違し、または許可の条件に違反した者に対し、必要な処置を命ずることができる。

第1号様式

許可申請書

代表者	氏名(名称および氏名)	年齢	
	職業		
住所			
行為の目的および内容の概要			
略			
期間	略		

上のとおり をしたいので許可されるよう申請します。

年 月 日

代表者

氏名

印

鳥取県知事 氏 名 様

許可を受けた行為をするに当たっては、鳥取県庁舎管理規則第2条及び第5条の規定を遵守すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為ではないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注1 該当する にレ印を記入すること。

2 許可に係る行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるかどうかについて、必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第3条関係)

第 号

許 可 証

申請者

住所

(団体にあつては、所在地)

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県庁舎管理規則第3条の規定により下記の行為をすることを許可する。

記

許 可 行 為

場所及び範囲

期 間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

条 件

年 月 日

鳥取県知事 氏名 印

第2号様式

第 号

許 可 証

代表者

住所

氏名

職業
(歳)

鳥取県庁取締に関する規則第3条により下記の行為をすることを許可する。

記

許 可 行 為

場所および範囲

期 間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

条 件

年 月 日

鳥取県知事 氏名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「鳥取県庁内取締に関する規則」を「鳥取県庁舎管理規則」に改める。